

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 3 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520761

研究課題名(和文) 日本近世における「近代行政文書」生成・発展過程に関する研究

研究課題名(英文) Creation and development process of modern administrative document in early-modern times japan

研究代表者

吉村 豊雄(yoshimura, toyoo)

熊本大学・文学部・名誉教授

研究者番号：90182823

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：近代行政文書の一つの特色は、審議・決裁を経た原文書＝原議がそのままの形態で綴じ込まれ、簿冊形態をとって保存・管理されているところにある。本研究では、諸藩の藩政文書の中に地方(じかた)文書が存在する秋藩・松本藩・熊本藩を対象に原文書綴り込みの簿冊について検討し、19世紀段階の熊本藩において、近代的な原文書綴り込み簿冊にもとづく文書行政・文書管理の高度化が認められることを検証した。

研究成果の概要(英文)：One character of modern administrative document at government office is that, original archives and documents, undergo consideration and decision, keep on file in integrity state, by bundle documents. In this study, I propose to look at the advance of documents administration and management documents in nineteenth century, for the Hagihan, matushirohan, Kumamotohan.

研究分野：日本近世史

キーワード：文書行政 文書管理 行政文書 稟議制 地方文書 地域社会

1. 研究開始当初の背景

(1)

勤務先の熊本大学における学内共同研究組織「熊本大学拠点形成研究」において、中心的な検討対象であった熊本藩の民政記録「覚帳」が、近代的な行政簿冊に近いとの見通しのもとで、「覚帳」を日本近世・近代の文書行政・文書管理の歴史において位置づける必要を感じていた。

(2)

国文学研究資料館の共同研究「幕藩政アーカイブスの総合的研究」に参加しており、この研究との連携のもとで、幕府・諸藩の文書行政・文書管理の高度化の過程を明らかにする。

2. 研究の目的

申請時に掲げた研究目的は、大きく二つであった。

(1)

日本近世の多様な行政文書が、明治2年(1869)末の太政官通達をもって新時代に向けて一大転換を遂げるという見通しのもとで、多様な近世文書のなかに、「近代行政文書」の生成・発展の過程を検証する。

(2)

明治2年の太政官通達を直接契機とした行政文書の近代的改変の過程を実態的に解明し、明治維新というものを、行政文書の形態、これに立脚した行政・文書行政の観点から大きく見通す。

3. 研究の方法

(1)

「藩政文書のなかの地方文書」が大量に存在すること、それも19世紀には地方文書の原物、原文書が藩政文書のなかに存在し機能していることに着目し、藩政＝領主支配が地域社会との関係で作り上げた文書行政の到達形態を検証する。

(2)

近代行政文書の特色の一つは、諸官庁において、審議・決裁を経た原文書＝原議がそのままの形態で綴じ込まれ、簿冊形態をとって保存・管理されているところにある。本研究では、藩政文書のなかに地方(じかた)文書が存在する萩藩・松代藩・熊本藩を対象に原文書綴り込みの簿冊の成立状況を検証し、さらに19世紀段階の熊本藩において、近代的な原文書綴り込み簿冊にもとづく文章行政・文書管理の高度化を検

証する。

4. 研究成果

(1)

まず、ここ数年の研究成果をまとめた『日本近世の行政と地域社会』(校倉書房、2013年)において、熊本藩では、「藩政文書のなかの地方文書」が大量に存在すること、それも19世紀には地方文書の原物、原文書が大量に藩政文書のなかに存在し機能していることに着目し、藩政＝領主支配が地域社会との関係で作り上げた文書行政の到達形態を検証した。なお、『日本近世の行政と地域社会』は、第12回徳川賞(徳川記念財団)を受賞した。

簡単にいえば、熊本藩では熊本藩では、18世紀後半以降、藩の民政・地方行政が、手永(郡と村の中間区域)の自律的能力＝地域運営能力に立脚する方向で、次第に手永・村方の上申案件の処理を業務とする割合を強め、19世紀には手永・村方の上申文書を藩庁における稟議制の起案書としてあつかい、その審議・決裁を通して民政・地方行政に関わる主要な政策形成を行うという、従来、想像されてこなかった行政段階に到達している事実を検証した。

(2)

また、本研究の総括であり、国文学研究資料館との共同研究の成果として「近世における文書行政の高度化と明治維新」(国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブスの総合的研究』思文閣出版、2015年)をまとめた。本論文では、萩藩・松代藩・熊本藩を対象に、「藩政文書のなかの地方文書」の存在形態と機能について検討し、藩庁部局などの審議・決裁を経た地方文書の原文書＝原議が藩庁側作成の記録管理簿冊のなかに綴じ込まれる、原文書綴り込み簿冊の作成を到達指標として、近世における文書行政高度化の具体相を検証した。

全国諸藩の藩政(藩庁)文書と地方文書の関係をみると、藩政文書のなかに地方文書・村方文書の原文書類がまとまって存在する藩と、あるいは岡山藩のように「留方」という役所のもとで記録作成(「留帳」)を充実させ、原文書の返却・破棄を徹底した藩とに大別される。おおむね諸藩の藩政文書には何らかの形で地方文書・村方文書が存在しているものの、基本的に原文書を返却するか破棄し、その一部について記録作成している藩が多かったのではないかと推測される。

藩政文書の文書管理史的な検討が進んでいる藩領・大名家が少ない現在、例示できる藩は多くはないが、「藩政文書のなかの地方文書」のまとまった存在を確認しう

るのは熊本藩、松代藩、松江藩、萩藩などである。これらの藩は形態的には大きく三つに類型化しうる。すなわち、一紙文書を中心に、いわば標準的な文書行政・文書管理の展開をみせる松江藩、類似した地方文書の保存形態をとりつつ、大きく隔たった文書行政・文書管理の展開をみる松代藩と萩藩、もっとも高度化した文書行政・文書管理の展開をみる熊本藩、以上の三つの類型に区分しうる。

本研究では、萩藩、松代藩、熊本藩を対象に、「藩政文書のなかの地方文書」の存在形態と機能について検討し、藩庁部局などの審議・決裁を経た原文書＝原議が藩庁側作成の記録管理簿冊のなかに綴じ込まれる、原文書綴り込み簿冊の作成を到達指標として、近世における文書行政高度化の具体相を検証した。

萩藩は維新の政局を主導した藩であり、その藩がどのような文書行政・文書管理を展開したのか、興味をひかれた。萩藩においては、民政・地方行政にあたる郡奉行所・代官所の系統において作成された「諸郡本控」「御奉書控」などの記録類と、決裁を経た原議的な原文書がそのままの形態で保存管理されている「継立物」の存在に注目した。

萩藩では、部局段階での上申案件関係の原文書の保存管理はされず、宰判（郡単位の代官所の管轄区域）側に返却する際に記録作成され、部局決裁を経た一紙状の原文書（原議）は、継立物に仕立てられ、宰判の代官所＝宰判役所（勘場）において保存管理されている。継立物は藩政初期から廃藩段階まで続いており、一見すると守旧的な文書形態である。だが同時に、宰判の領主役所＝代官所の維持管理が、隣接する宰判役所の地方役人によって担われる傾向が強まり、継立物に収載される部局決裁案件の業務処理が、宰判出入りの郡問屋に外部委託される事実などを勘案すると、萩藩の民政・地方行政の実質は、代官所と連携関係にある宰判役所によって担われ、宰判の代官所＝宰判役所の段階で藩庁部局の決裁を経た原文書類を保存管理するという方向で、新たな「継立物」を生成させていたものと評価しうる。

松氏藩には郡と村とのあいだに中間区域が存在せず、村は、松代城下の代官の自宅（宅役所）＝代官所との関係を軸に藩当局と向き合い、村方の数多くの願書が部局を経て家老まで上申され決裁された。松代藩では、村方の上申文書を組み込んだ藩行政が展開されていたといえる。村方の願書の内容、文書形態は、事実上、村方と支配代官の間での折衝を通じて決定され、願書の文書形態には継紙の一紙形態と、複数町

の袋折り料紙を綴じた綴り形態とが併用されていた。

料紙を中央では折り、料紙を重ねて紙縫りで綴じた袋折り綴り形態の文書は、部局で決裁を経た原文書類を保存管理するうえで合綴・簿冊化を可能にし、一部で原文書綴り込み簿冊の作成をみているが、簿冊の基礎となる綴り形態の文書は、むしろ継紙の一紙文書の亜型というべき性格を残している。袋折りされた料紙と料紙の合わせ目に捺された名主の継目印は、このことを象徴している。料紙も多様で規格性は認められない。松代藩では、一部で原文書綴り込み簿冊の作成をみているものの、こうした簿冊を部局行政の基本とするような熊本藩の文書行政・文書管理とは明らかな懸隔を認めうる。

(3)

「近世における文書行政の高度化と明治維新」の第4節「近代文書行政への転回 近世文書の明治維新」では、試論的に検討した。

慶応3年(1867)12月、立ち上がった維新政権は、その後のめざましい官制改変と併行させつつ、中央集権的な統治機構をささえる文書行政・文書管理の仕組みをつくり出していくが、その基本的な契機となったのは何だったのか。本研究では、太政官制における稟議手順の明文化、「官用紙」の定型規格化、継紙との訣別、決裁付紙類の縮減・廃止化、この4点に求めた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3件)

吉村豊雄、近世における文書行政の高度化と明治維新、幕藩政アーカイブスの総合的研究、思文閣出版、2015、447 - 486、

吉村豊雄、熊本藩宝暦改革の歴史的位相、日本近世の領国地域社会、吉川弘文館、2015、48 - 78、

吉村豊雄、藩政改革、新発見 週刊日本の歴史近世2、朝日新聞出版、2013、6 - 10、

[学会発表](計 0件)

[図書](計 2件)

吉村豊雄、棚田の歴史、農山漁村文化協会、2014、1 - 214、

吉村豊雄、日本近世の行政と地域社会、校

倉書房、2013、1 - 540、

〔産業財産権〕

出願状況（計 0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉村豊雄 (YOSHIMURA, Toyoo)

熊本大学名誉教授

研究者番号：90182823